

# 訪問看護利用料金表（医療保険）

令和3年4月

- ・負担金は、健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合(1割～3割)により変わります。
- ・基本療養費、**管理療養費**、各加算等があります。

## 目次

- ◆訪問看護料金表（医療保険） ページ 1
- ◆加算：基本療養費加算表（医療保険） ページ 2
- ◆加算：管理療養費加算表（医療保険） ページ 3
- ◆訪問看護利用（医療保険）特別加算の対象 ページ 4

## 1. 訪問看護基本療養費利用料金表（医療保険）

基本療養費		基本料金	管理療養費	利用料金 (円/回)	1割負担	2割負担	3割負担
基本療養費(I) (看護師)	初日 (月の初日)	5,550円	7,440円	12,990円	1,299円	2,598円	3,897円
	3日目まで	5,550円	3,000円	8,550円	855円	1,710円	2,565円
	4日目以降	6,550円	3,000円	9,550円	955円	1,910円	2,865円
基本療養費(I) (理学療法士等)	初日 (月の初日)	5,550円	7,440円	12,990円	1,299円	2,598円	3,897円
		5,550円	3,000円	8,550円	855円	1,710円	2,565円
基本療養費(II) 同一建物居住者 同一日3人以上 注)1(看護師)	初日 (月の初日)	2,780円	7,440円	10,220円	1,022円	2,044円	3,066円
	3日目まで	2,780円	3,000円	5,780円	578円	1,156円	1,734円
	4日目以降	3,280円	3,000円	6,280円	628円	1,256円	1,884円
基本療養費(II) 同一建物居住者 同一日3人以上 注)1(理学療法士等)	初日 (月の初日)	2,780円	7,440円	10,220円	1,022円	2,044円	3,066円
		2,780円	3,000円	5,780円	578円	1,156円	1,734円
基本療養費(III)	注)2	外泊時の訪問看護		8,500円	850円	1,700円	2,550円

注) 1 同一日2人の場合は、基本療養費(I)と同じ金額となります

注) 2 対象者は、入院中に主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められているものに対して、入院中1回(ただし厚生労働大臣が定める疾病等においては2回)に限り算定となります

◆加算：訪問看護基本療養費加算表（医療保険）

基本療養費加算			利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	同一建物内 1人 または2人	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内 3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	同一建物内 1人 または2人	1日3回訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	同一建物内 3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算		1日につき1回	2,650円	265円	530円	795円
長時間訪問看護加算 注) 3		週に1回 厚生労働大臣が定める者の場合は週3回	5,200円	520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算		6歳未満 / 1日につき	1,500円	150円	300円	450円
夜間早朝訪問看護加算 注) 4	夜間(午後6時から午後10時まで)		2,100円	210円	420円	630円
	早朝(午前6時から午前8時まで)					
深夜訪問看護加算 注) 5		深夜(午後10時から午前6時まで)	4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	同一建物内 1人 または2人	他の看護師等(准看護師を除く) (厚生労働大臣が定める場合) / 週1回を限度	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物内 3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	同一建物内 1人 または2人	看護補助者 (厚生労働大臣が定める場合を除く) / 週に3回を限度	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内 3人以上		2,700円	270円	540円	810円
	同一建物内 1人 または2人	看護補助者 1日に1回訪問 (厚生労働大臣が定める場合)	3,000円	300円	600円	900円
	同一建物内 3人以上		2,700円	270円	540円	810円
	同一建物内 1人 または2人	看護補助者 1日に2回訪問 (厚生労働大臣が定める場合)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	同一建物内 3人以上		5,400円	540円	1,080円	1,620円
	同一建物内 1人 または2人	看護補助者 1日に3回以上訪問 (厚生労働大臣が定める場合)	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
	同一建物内 3人以上		9,000円	900円	1,800円	2,700円
訪問看護感染症対策実施加算		基本療養費の算定30回につき1回	1,500円	150円	300円	450円

注) 3 訪問看護の時間が1時間半を超えた場合

注) 4 夜間(午後6時から午後10時まで)または早朝(午前6時から午前8時まで)にサービスの提供を行う場合

注) 5 深夜(午後10時から午前6時まで)にサービスの提供を行う場合

◆加算：訪問看護（医療保険）管理療養費加算表

管理療養費加算		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	
24時間対応体制加算	注) 7	1月につき1回	6,400円	640円	1,280円	1,920円
特別管理加算	4ページに記載	特別管理加算(重症度等の高い利用者様) / 1月につき1回	5,000円	500円	1,000円	1,500円
		特別管理加算 / 1月につき1回	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算		退院・退所につき1回	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		厚生労働大臣が定める疾病等の者 退院・退所につき2回	16,000円	1,600円	3,200円	4,800円
特別管理指導加算		退院時共同指導加算を算定する者で 特別管理加算の対象となる利用者様	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	注) 8	退院日の次の訪問時に加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円
在宅患者連携指導加算		1月につき1回	3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算		1月につき2回	2,000円	200円	400円	600円
看護・介護職員連携強化加算		厚生労働大臣が定める者 / 1月につき1回	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費 1	注) 9	市町村等からの求めがあった場合 1月につき1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 2	注) 9	義務教育諸学校からの 求めがあった場合 / 1月に1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護情報提供療養費 3	注) 10	保険医療機関に対して情報を 提供した場合 / 1月につき1回	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費 1			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費 2		看取り介護加算等を算定している者	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

注) 7 利用者のご希望により契約された場合に加算されます

注) 8 退院日に訪問へ行った場合

注) 9 厚生労働大臣の定める疾病の利用者に対して指定訪問看護の状況を示す文書を添えて必要な情報を提供した場合

注) 10 入院または入所する利用者について、指定訪問看護に係る情報を提供した場合

◆訪問看護利用（医療保険）特別加算の対象

**特別管理加算(重症度等の高い利用者様)**

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている状態
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ・気管カニューレを使用している状態
- ・留置カテーテルを使用している状態(計画的な管理が必要なドレーンチューブを含む)

**特別管理加算**

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
- ・在宅血液透析指導管理を受けている状態
- ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
- ・在宅人工呼吸指導管理を受けている状態
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
- ・在宅自己疼痛管理を受けている状態
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある患者
- ・人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある患者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者  
NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度  
DESIGN-R ®分類(日本褥瘡学会によるもの) D3, D4 または D5
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者